

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とぴあ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、広域物資輸送拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第3条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設に広域物資輸送拠点を開設する。

2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- （1）物資の受入れ
- （2）物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- （3）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
- （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、甲乙協議の上、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。

- （1）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に連絡したとき
- （2）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- （3）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があり、乙から甲に対し、協力を継続することが困難であることを連絡したとき
- （4）その他合理的な理由により、乙から甲に対し、提供施設の閉鎖を求めたとき

4 甲及び乙は、前項各号の通知または連絡の後、5営業日以内を目途とし広域物資輸送拠点を閉鎖するよう努める。

5 甲は、広域物資輸送拠点を閉鎖する際、施設を原状回復するものとする。

(協力の要請)

第3条 甲は災害時に、乙に対し、広域物資輸送拠点に係る次の事項について要請することができる。

- (1) 開設のための準備
- (2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保
- (3) その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。次条において同じ。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 開設希望施設
- (2) 開設予定期間

3 乙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。

4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。ただし、乙は履行義務を負うものではない。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

(報告の手続き)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、協力業務の中間状況及び完了した旨を文書により甲に報告するものとする。

2 前項における、中間状況の報告は週次ごとに実施し、完了した旨の報告は協力業務の終了後速やかに実施するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(情報の共有)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき、施設及び付帯設備の利用料等並びに乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用は、事前に、災害発生時の直前における規定価格を基準として、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲及び乙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、実施細目として別に定めるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年7月10日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 東京都渋谷区東1-2-20
渋谷ファーストタワー
ぴあ株式会社
代表取締役社長 矢 内 廣